預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の記入例

●下の例にならって、必要事項をすべて**黒のボールペン等**でご記入の上、押印してください。
●印影が乾きましたら、切手を貼った封筒に入れ、郵便ポストに投かんしてください。

1 納付義務者
●納税通知書に記載の住所・氏名をご記入ください。
※電話番号も忘れずにご記入ください。

2 申込区分
●該当する区分に〇印をつけてください。

3 口座番号
●ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一つをご記入ください。

4 口座名義人
●通帳に記載されているお名前をご記入ください。
●**金融機関届出印を押印してください。**
※口座名義人は省略せずにご記入ください。
※フリガナも必ずご記入ください。

5 特別区民税・都民税（普通徴収）・森林環境税をお申込みの方
●課税番号
納税通知書に記載されている課税番号をご記入ください。
※通知前に申込まれる場合は、記入不要です。
●振替(払込)方法
どちらか一方に〇印をつけてください。
※記載のない場合は、各期ごとになります。
●開始期
希望する年度・期をご記入ください。
※「特別区民税・都民税・森林環境税の口座振替カレンダー」を参照してください。

軽自動車税（種別割）をお申込みの方
●ナンバープレート(標識)番号
ナンバープレート(標識)番号をご記入ください。
※複数台所有されている場合は、そのうちの一台の番号を記入してください。
※ナンバープレート(標識)番号は省略せずにご記入ください。（**大田区‥、品川‥の表示も忘れずにご記入ください。**）
●開始期
希望する年度をご記入ください。
※「軽自動車税（種別割）の口座振替カレンダー」を参照してください。

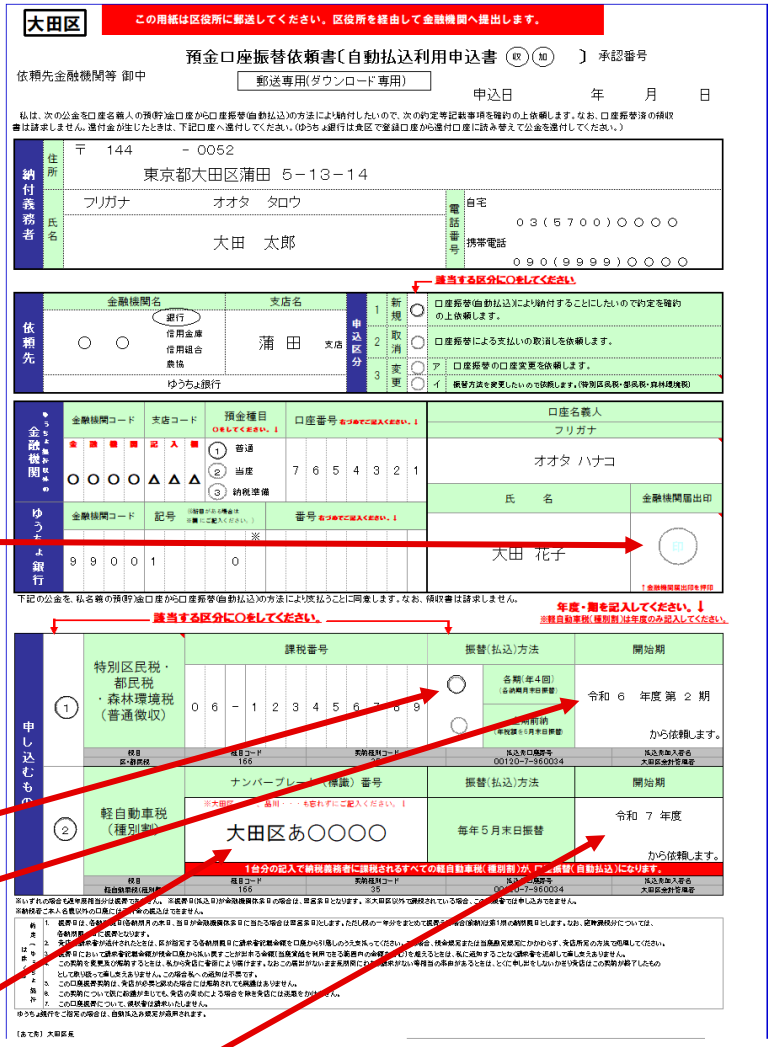
大田区　この用紙は区役所に郵送してください。区役所を経由して金融機関へ提出します。

預金口座振替依頼書〔自動払込利用申込書 (収)(加)〕 承認番号

依頼先金融機関等 御中　郵送専用(ダウンロード専用)　申込日　年　月　日

私は、次の公金を口座名義人の預(貯)金口座から口座振替(自動払込)の方法により納付したいので、次の約定等記載事項を確約の上依頼します。なお、口座振替済の領収書は請求しません。過付金が生じたときは、下記口座へ返付してください。(ゆうちょ銀行は食区で登録口座から過付口座に読み替えて公金を返付してください。)

納付義務者		
住所	〒 144 － 0052 東京都大田区蒲田 5－13－14	
氏名	フリガナ オオタ タロウ 大田 太郎	電話番号 自宅 ０３（５７００）○○○○ 携帯電話 ０９０（９９９９）○○○○

該当する区分に〇をしてください

依頼先	金融機関名	支店名	申込区分	
	○ ○ 銀行 信用金庫 信用組合 農協	蒲 田 支店	1 新規	○ 口座振替(自動払込)により納付することにしたいので約定を確約の上依頼します。
	ゆうちょ銀行		2 取消	○ 口座振替による支払いの取消しを依頼します。
			3 変更	○ ア 口座振替の口座変更を依頼します。
				○ イ 振替方法を変更したいので依頼します。(特別区民税・都民税・森林環境税)

ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関コード	支店コード	預金種目	口座番号
	金融機関記入欄 ○○○○	金融機関記入欄 △△△	① 普通 ② 当座 ③ 納税準備	7 6 5 4 3 2 1

ゆうちょ銀行	金融機関コード	記号	番号
	9 9 0 0 1	0	

口座名義人	
フリガナ	オオタ ハナコ
氏名	大田 花子
金融機関届出印	印

下記の公金を、私名義の預(貯)金口座から口座振替(自動払込)の方法により支払うことに同意します。なお、領収書は請求しません。

該当する区分に〇をしてください。　年度・期を記入してください。！ ※軽自動車税(種別割)は年度のみ記入してください。

申し込むもの		課税番号	振替(払込)方法	開始期
①	特別区民税・都民税・森林環境税（普通徴収）	0 6 － 1 2 3 4 5 6 7 8 9	○ 各期(年4回)(各納期月末日振替) ○ 一括納付(年税額6月末日振替)	令和 6 年度 第 2 期 から依頼します。
	税目 区・都民税	租目コード 166	納期租税コード 35	払込先口座番号 00120-7-960034 / 払込先加入者名 大田区金計管理者
②	軽自動車税（種別割）	ナンバープレート(標識)番号 ※大田区‥、品川‥‥も忘れずにご記入ください。！ 大田区あ○○○○	毎年5月末日振替	令和 7 年度 から依頼します。
	税目 軽自動車税(種別割)	租目コード 166	納期租税コード 35	払込先口座番号 00120-7-960034 / 払込先加入者名 大田区金計管理者

1台分の記入で納税義務者に課税されるすべての軽自動車税(種別割)が、口座振替(自動払込)になります。

※いずれの場合も過年度相当分は適用できません。※振替日(払込日)が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。※大田区以外で課税されている場合、この用紙では申し込みできません。
※納税者ご本人名義以外の口座に振替の納付の組込は できません。

お支払いにあたっては、

1. 振替日は、各納期月末日(各納期月の末日、当日が金融機関休業日に当たる場合は翌営業日)とします。ただし、最後の一年分をまとめて振替する場合(前納)は第1期の納期月日とします。なお、固定資産税分については、各納期月末日に振替となります。
2. 本申込書が提出されたときは、区が指定する各納期月前日に請求書(口座振替通知書)を口座から引落しのうえ送付しますが、この場合、税金額変更または当該期間変更などがあっても、本人所定の方法で処理してください。
3. 振替日において請求書(口座振替通知書)が残金不足で口座から払い戻すことが出来ない場合(当該資金を利用できる期間内の場合)は、次に処理することなく請求書を送付して振替を実施することは、本人に処理することなく請求書を送付して振替を実施することはありません。
4. この約定を変更及び解約するときは、本人から区に書面により申し出ます。なお、この書面がないまま金融機関により、請求書がない場合の事前があるときは、とくに申し出をしないかぎり承認はこの約定が終了したものとして取り扱って差し支えありません。この場合、本人への通知は不要です。
5. この口座振替約定は、本人が必要と認めた場合には解約されても異議はありません。
6. この約定について、区に対し過誤があっても、本人の責任による場合を除き本人に損害を与えません。
7. この口座振替について、手数料は請求いたしません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込非適用が適用されます。

(あて先) 大田区長